

## 全員協議会次第

令和 3 年 1 2 月 9 日  
全員協議会室 1 0 : 0 0 ~

1. 開 会 ( 1 0 : 0 0 )

郡司事務局長

2. 挨拶

小松議長

3. 協議事項

( 1 ) 清掃工場跡地利用事業に係る準備工事等の進捗について

( 2 ) 意見書の調整について

4. 報告事項

( 1 ) 厚生文教常任委員会

( 2 ) 議会広報広聴常任委員会

5. その他

6. 閉 会 ( 1 1 : 4 7 )

山口副議長

令和3年12月9日(木)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二  
議員 吉村美津子  
議員 桃園典子  
議員 林善美  
議員 落合信夫  
議員 本名洋  
議員 細谷光弘  
議長 小松伸介

議員 鈴木淳  
議員 内藤美佐子  
議員 細田三恵  
議員 菊地浩二  
議員 増田磨美  
議員 井田和宏  
副議長 山口正史

欠席議員

なし

説明者

環境課長 吉田徳男

環境課  
環境対策  
担当主幹 小川佳一

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行

事務局  
書記 山田亜矢子

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。

本日は全員協議会ということで早朝よりお集まりいただきまして、大変にありがとうございます。また、冒頭開始時間が遅れたことを大変に、皆様にはご迷惑をおかけしました、大変に申し訳ありませんでした。

内容としては、昨日急遽ちょっと補正予算のお話が出てまいりまして、この件を12月定例会中にやるのかどうかということで、議運の委員長と正副議長でちょっと担当課とお話をさせていただいていた関係で、ちょっと遅れてしまいました。この件に関しては、その他でまたちょっとお話をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

また、本日は、協議事項といたしまして、環境課の担当課長と主幹のほうに来ていただいております。こちら開催時間が遅れてまいりまして、大変申し訳ありませんでした。

本日も協議事項幾つかございますが、皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

---

◎清掃工場跡地利用事業に係る準備工事等の進捗について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項に入る前に、飲料水の持込みと飲用の許可をいたしたいと思えます。

それでは、協議事項に移らせていただきます。（1）、清掃工場跡地利用事業に係る準備工事等の進捗についてということで、環境課の方に来ていただいております。説明をいただきたいと思えます。課長でよろしいですか。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 皆さん、おはようございます。本日はお時間を頂戴しまして、大変ありがとうございます。環境課からは、清掃工場跡地利用事業、それにおける準備工事及び町の準備業務、これの進捗について報告をいたします。

資料の裏面、モアノートですと1ページになります、こちらを御覧いただきます。まず、本事業は、令和元年12月27日、基本協定、及び令和2年3月2日、定期借地権設定予約契約の締結を経てスタートいたしました。実働としましては、昨年7月から事業者による準備工事が進められてきました。事業者によって課された準備工事は、資料の第1にお示しするとおり、建物の解体から門扉の設置までの5項目でございます。こ

これは基本協定特記仕様に定められたものでございます。これに伴い、町でも附帯する業務、工事を行ってまいりましたが、それらは第4のとおりでございます。今後予定されるものも含め、時系列にお示ししております。町の現況としましては、国庫補助金と租税公課の納付を除き全て完了したところでございます。懸案でありました埋設物の掘り起こしと処分も無事完了いたしました。大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしました。処分状況につきまして、後ほど資料の2ページで別途報告させていただきます。

それでは、これら町が実施した業務、工事につきまして概要報告をいたします。資料の第4でございます。まず、1号の電源工事、これは従前、清掃工場全体で使用していた高压電力を廃止し、残された施設である最終処分場の水処理施設、これのみに使用するための低压電力に切り替えたものでございます。

また、2号のPCB処分は、電源工事に附帯して既存の機器を特別管理産業廃棄物として撤去処分したものでございます。

3号の測量・登記業務は、清掃工場敷地を事業者の利用用地と町の管理用地に分割するための測量及び土地登記を行ったものでございます。

また、町の管理用地は、水処理施設へ往来するための通行路になりますが、その工事設計を行ったのが4号の築造設計業務でございます。

5号の埋設廃棄物処分業務（令和2年度分）ですが、これは令和2年度当初予算の限りで実施したものです。処理し切れなかった分量につきまして、令和3年度予算で実施しております。

なお、このように最終処分場の掘削などを行う場合には、環境省による土地の形質変更に係る施行ガイドラインが示されております。この中で悪臭と有害ガスの調査が位置づけられておりますので、これに沿って実施したのが6号の掘り起こしに伴う環境影響調査でございます。ガスの発生と臭気濃度、いずれも問題はございませんでした。

また、7号の三重県廃棄物税は、令和2年度業務の中で三重県の処分場へ排出した分量にかかった租税公課でございます。申告期限内の本年6月に納付済みでございます。

8号の埋設廃棄物処分業務（令和3年度分）は、今年度補正予算で実施し、このほど完了したものです。後ほど詳細を報告いたします。

9号の場内通路工事におきましては、延長約160メートルの道路と排水施設を整備しました。併せて隣接農地との境界フェンスも設置し、このほど完了したところです。

10号の保有水排出業務でございますが、埋設物の掘削処分が完了した9月の末頃、底地に地下水が滞留してしまいました。7月から8月の雨量が多かったせいで、周辺の地下水が上がっていたためです。掘削によってそれよりも低くなったこの底地に、周辺地下水が寄ってきてしまったというものでした。この後に埋立工事に移るには、県の立会確認と底地の土壌調査を行わなければなりませんので、これ自然に水が引くのを待っているといういとまがないということで、急遽排水業務を行ったものでございます。費用につきましては、既存の委託料から流用措置しております。

11号の底地土壌分析業務は、埋設廃棄物を除去した後の底地表面の土壌につきまして、環境省環境基準に基づき実施しました。土壌汚染対策法及び県指導によるものでしたが、全ての調査項目で環境基準値を満たしており、安全性が確認されたところでございます。なお、これは繰越明許費によるものでございます。

12号の建物滅失登記は、従前の清掃施設と福祉施設、全ての建物について抹消します。取壊しが完了して

長期間経過しておりますので、今年度内に速やかに行うとしたものでございます。費用につきましては、既存の委託料から流用措置いたします。

13号及び14号は、今後予定しているものです。国庫補助金の返還については、国との調整により、借地権設定本契約の締結をもって納付することとしております。

また、令和3年度分の三重県廃棄物税については、4月1日以降の申告納付となりますので、公課費繰越明許の上、遅滞なく納付することとしております。

以上でございますが、資料の2ページで埋設廃棄物の処分について報告をさせていただきます。この処分業務につきましては、処理量が当初の想定を大きく超えたため、今年度第1号補正で予算を追加いたしました。このほど完了しましたので、処理実績を報告いたします。

下段の左端、令和2年度中の処分量については、さきの4月20日全員協議会で報告をさせていただいております。

中央の令和3年度の処分計画と処分実績を御覧いただきます。計画面につきましては、やはり4月の全員協議会でご説明したとおりですが、予算では処理量をおおよそ6,000トンと見込んで、総額1億8,776万8,000円の補正予算を措置いたしました。これに対し処理量は4,983トン、予定量を1,000トン余り下回る結果となりました。再び予算が不足することのないよう、あらかじめ処理量を多めに見積もっていたためですが、これによりまして費用の額も5,400万円ほど余すところとなりました。

トータルの処分実績は、右端のとおりでございます。結果として総量は9,000トン余りに上りましたが、懸案でありました埋設物の除却もようやく解決を見ることができましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、不用を生じた予算額につきましては、最終3月の補正予算で減額措置することとしておりますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上が関連業務の進捗状況でございましたが、併せて今後の予定についても報告させていただきます。資料の1ページに戻って御覧いただきます。基本協定及び定期借地権設定、現在の予約契約におきましては、本年12月31日までに本契約を締結し、翌年1月1日から賃貸借を開始することとしております。これは資料の第2にお示しするとおりです。

また、それに当たって事業者は、本年12月31日までに準備工事を完了することとされております。このことは資料の第3のとおりでございます。

しかしながら、現状では、事業者において埋め戻し工事が完了しておらず、これが本年中には間に合わない公算が大となりました。したがって、ただいまこの期限を変更する準備に入る予定でおります。工期の遅れには、先ほどの地下保有水が災いしたしたこととすとか、あと土壤汚染対策法上の県届出期間などの事由がございます。事前協議した結果、相当の理由が認められると思われまますので、約定に基づき書面による本協議の上、適切な期間を定めて今後の契約事務を進めてまいりたいと考えております。今後、進捗につきまして適時ご報告いたしますので、ご承知の上、よろしくお願い申し上げます。

環境課からの報告は以上でございます。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの環境課からの説明に対しましてご質問等あればお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。ちょっと1点だけお聞きしたいのですけれども、町の最終処分場に2,160トン処分するわけなのですから、この中の埋設の処分の、こういったものがこの最終処分場に廃棄されるのか、その物質についてお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 場内の最終処分場、こちらに移設したものにつきましては、県内の処分場と県外、三重県の処分場、2か所の処分場を利用しておったわけですが、そのいずれにも搬出、搬入することができない、基準を満たすことができないという、そうした物でございました。時代柄というか、特に多かったのがタイヤですとか、あと建設ビニールですとか、そうした由来によるものが多かったです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ほかの2か所では基準に満たないものだから三芳の最終処分場に処分したということなのですから、ビニール系統もずっと放置すれば有害物質の一つだと思うのです。先ほど言ったように基準に満たないから三芳に入れるわけなので、その後、タイヤというふうにありましたけれども、その辺は最終処分場で処理するのではなくて、そういった違う処分方法というのはあるのかなと思うのですけれども、その辺は今後考えていくのか、今まで考えていたのか、その辺についてお伺いします。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） この埋設廃棄物の処分、処理につきましては、当初の想定を超えて、やはり粗悪なものも多く排出されたということがございました。実際にこれらを現状有姿で処分、受入れ処理をする施設はございます。現に県外の三重県の処分場、これ利用したわけですが、そちらのほうでも受入れは可能ということでございます。ただし、やはり単価の違いがございまして、ですので、そちらをこの業務の中で一緒くたに行うということは、やはり期限の問題ですとか、あと費用の問題、そうした制約がございましたので、一旦は場内の自家の処分場に移設をしたというところでございました。

あとご指摘の点につきましては、費用単価の違いはございますけれども、処分は可能でございますので、今後の処分場の利用形態、それらを見据えて、将来を見据えて、今後の検討課題、政策的な課題にもなるかと考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今後の課題ということだったので、やっぱりそれは考えていただきたいと思うのです。というのは、この土地を少し、いろんな方々が参加できるシステムに変えていくわけですよね、そうすると人の流入があるわけですよね、そういう人が集まるところにそういった有害物があるというのは問題だと思いますし、それから後世の人たち、私たちの時代ではなくて次までもやっぱり土壌汚染とかいろいろあるわけです。ですから、やっぱり対応できるものは早く対応できるように考えていただきたいと思いますが、再度ですけれども、お伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘の点につきましては重々承知しております。現に過去から最終処分場、

あれはまだ稼働中のものがございますし、その有害性を確認するというでモニタリングということで、毎年度年間を通して、その廃棄物を通して地下に浸透する浸出水、そちらのほうの水質調査、これを行っております、その状況を注視しておるわけでございます。この処理場、処分場を保有し続ける限りは、そのモニタリング、嚴重にこれを監視していかなければならないと考えておりますし、最終処分場、町の財産としてのそのありよう、これについてもやはり先送りすることのないようにということは重々承知しております。やはり検討の課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ご説明ありがとうございます。ちょっと1点確認なのですが、地下水がたまったということで、掘削地の保有水排出業務ということで84万7,000円、結構な金額だと思うので、ただ水を単にポンプで排出しただけではなくて、何か作業されたのかなと思うので、その内容の説明をお願いします。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これは、機材をリースですね、それによりまして、職員で作業を行ったというところでございます。機材はリース、あと備品、消耗品としてやはり購入する部分もありました。例えばこれはホース、排水ホースですよ、これらはやはりリースによることができないということで、総延長で60メートルにわたるホースを購入したりですとか、あとは実際のポンプですとか、発電機ですとか、そうした機材はリースによると、職員で排水業務を行ったということです。これは業務委託に出すよりも、それでもやはり安価でできるということでございましたので、そのように実施したところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

職員でやったということで、その金額の是非は分かりませんが、ともかく実際業務委託するよりは安く済ませていただいたということで理解させていただきますが、それともう一点ちょっと確認なのですが、掘削地の底地の土壌分析の調査業務がその後あるということで、そういう場所にたまった水であるということで、特にその水が何か汚染されているとか、そういった心配は特になかったのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） お答えします。

三芳町の環境課では、ここの最終処分場の浸出水、あとその周辺の地下水、これらは年間通じて水質検査を行っております。ですので、そこに保有してしまっただけの水、これにつきましても年間モニタリングできている水質と同様と捉えておりますので、そうした点では異常はなかったと、優良な結果であるというところでございます。

あと実際に土壌を取って見たところも、やはりこれは環境基準に基づく、定められた項目ですね、それらにつきましても基準値を満たしており、特段の問題は見られなかったということです。今後の土地利用

に当たっては、一つ安全性というか、そうしたものが担保できたのかなというふうに捉えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

前のご説明をいただいた中で、県外の処分場ですけれども、長野とか栃木ということでのご紹介があったかと思いますが、このご報告でいきますと、三重県ということで決まった、その要因の部分をお教えいただけますでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 長野県、栃木県、そちらにつきましては、見積りですよ、単価、その見積り競争ではないですけれども、その参考とさせていただいた施設でございました。長野県、栃木県、いずれにしましても、ふじみ野市・三芳町環境センター、そこで排出される一部の廃棄物、それを年間通じて委託している施設でございました。

三重県の廃棄物処分場ですけれども、これは業務委託の委託先、これは受託者が石坂さんでございました。それにより、受託者から再委託の届出を受けて、その届出先が三重県のこの当該処分場であったということで、いわゆる工事契約でいけば下請負契約、それに当たる再委託という形で三重県の処分場、こちらのほう採択しておつたと、このようなことでございます。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

附帯委託契約ということで、そういうつながりの部分があるように今理解をしたところなのですが、単純に長野、栃木よりも距離的に遠いのだなと感じましたもので、その諸経費も含めてこれは総合的に見たときにどうだったのかなと感じたのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これは、5月の臨時会本会議の際でも費用につきましてはご説明をさせていただいておりましたが、県内の処分場というのはこれ埼玉県が公設公営する埼玉県環境整備センターでございます。こちらのほうは、寄居町にございますけれども、1トン当たりの単価が2万7,000円、そしてこちらの三重県の処分場につきましては1トン当たり2万8,000円。ただし、これは三重県税として廃棄物ゼロ三重県に納付しなければならない、それが1トン当たり1,000円でございますので、トータルでトン当たり2万9,000円の単価となります。搬送の距離、運搬の距離の違いがございますけれども、そうした双方の単価を比較競争しましても、そうした大きな乖離はないというところで、これは適切、適当な費用であろうということで、こちら採択をいたしました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

もう一点なのですが、この計画の中で最終的に、完了確認の後に契約の本契約締結という流れになっていくかと思うのですが、現時点では今後このような想定外の支出の部分は、大丈夫という言い方



が適切かどうか分からないのですが、その辺の確認が非常に大事になってくるかと思うので、どのように見込まれているのかお伺いします。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） やはりその点につきましては大変ご心配をおかけするところだと存じております。これによりまして、さきにご報告したとおり、町の現況としては、町が行わなければならない準備業務、工事、これはもう完了したところと捉えております。突発的に生じた費用としては、やはり保有水の排水ですね、そちらがございました。ただ、あとは残された工事としましては、こちら1ページ目の下段のスケジュール表ですね、これ町の業務はもう全て黒網、墨がかかっております。予定する業務はございません。

今後は事業者、石坂さんによる土地の、掘削地の埋立てですね、あとは町の施設として門扉を設置していただくということです。残されているものは、事業者による準備工事、これのみでございます。それに附帯する町の業務、それが生じるということは、現在のところも想定はしていません。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

〔「よろしいですか。すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） はい、どうぞ。

○環境課長（吉田徳男君） あと本契約の締結、そして賃貸借の開始、それ以後においては、場内においては、石坂さんによる、その石坂さんの本事業、それによる工事であるとか、そうした業務、それに移ります。ですので、町が附帯するそうした業務ということは、現在のところもうこれで全て完了かなと、想定できないというところで考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

契約スケジュールについて、もともといただいたものから2か月遅れということでよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 現在、事業者と事前協議、事前相談をしている限りにおいては、当月内にほどなく埋立工事が着工されるというところでした。これ2か月、2月の末まで、この資料においては、2月の末を予定して、3月1日の賃貸借開始というふうにお示ししておりますけれども、これ最大限に長く想定してというところではございました。ですので、これが1月の末に完了するというのであれば、それは1か月早めたい。現状に応じて、即して契約行為は行っていきたいというふうを考えています。これは最大限長く見てということで、この資料お示ししております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

準備工事の附帯工事なのですが、この場内通行路、9番の築造が1,621万で、4番の設計費用が500万とい

うことで、設計費用が30%以上となっていますので、特別に何かお金がかかるような設計だったのかというのをちょっとお聞きしたいと思うのです。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 特別の費用はないかと思いますが、その業務の内訳ですとか、仕様ですとか。これはやはり県の業務委託に係る設計仕様、県の共通仕様書ですね、そちらが業務一覧、あと単価表、そちらを基にやはり設計したと、設計した業務でございますし、特段特別な業務内容というのはございません。適切な費用で行ったものというふうには私ども捉えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

設計費としては高いような気がしますけれども、その次の2枚目のやつなのですけれども、令和3年度の処分計画の4番の町内事業所（ガラ類）というところが、当初いただいた資料では10立方だったと思うのですが、それでもらった資料は6,000トンだったような気がするのですけれども、これは記載間違いということではよろしいのか、知らない間に、こちらに通知がなくて変更があったのかというのをちょっとお聞きしたい。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 4月20日ご提示しておりました資料によりますと、町内事業所（ガラ類）、これは「10立米」でお示ししてしまっておりました。ですので、総量で6,000トンというふうにこれカウントしておりましたが、私このちょっと誤りに今回気づきまして、これをトンにやはり換算しなければならないところでした。大変申し訳ありません。ここ比重係数を、10トンのところ1.48でちょっと換算をし直しました、今回の資料では、ですので、それでトンに換算し「15」というふうに改めさせていただいたところでした。大変申し訳ありませんでした。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

では、比重係数で1.5倍ということで、実際増えたのは1.3トンだけだったということでよろしい、当初の見込みより。

○環境課長（吉田徳男君） 1.3トン増えましたね。そうです。こちらのほうもトンに……

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 失礼いたしました。吉田です。

こちらのほうも、16.3トンも、これ立米からトンに換算した数値でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

県のほうの届出としては、もうちょっと狭い範囲で町として届け出たわけだと思うのですが、昔のことでよく分からないけれども、それ以上に埋めてしまったというようなことが行われた結果、このような余計な予算がかかったのだと思いますが、これでもかかったお金、ここに、実績のところ、全て終了ということ

でよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） こちらのほうで終了です。これは埼玉県西部環境管理事務所、そちらのほうに立会い確認をいただいて、これから埋立処分に入るとい運びになりましたので。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

最後に聞きますけれども、この処分に当たって、町のほうでどのような検査というか、それをしたのかというのをお聞きしたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） お答えします。

委託契約の仕様の中で、やはり完了を確認することのできる報告書類としましては、これ当然ながらマニフェストでございます。あとは業務記録写真、これは現状の工程に沿った記録写真でございます。それについては私どもも、ほぼ毎日のように現場のほうには赴いて、それを目視で確認しておりました。記録写真につきましては、県内の処分場、県外の処分場、そちらを追跡するための記録写真、それぞれの場内で排出する、その現状写真ですね、現状の記録写真、それらのほうも提出をさせております。以上のとおり、現状の目視と、あと関係書類、記録写真、それらにより完了と認めております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で協議事項の（１）のほうを閉じさせていただきたいと思ひます。担当課の皆様、大変にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前１０時３４分）

---

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

（午前１０時３５分）

---

#### ◎意見書の調整について

○議長（小松伸介君） 続きまして、協議事項（２）、意見書の調整についてに移らせていただきます。

モアノートのほうに意見書が掲載をされておりますので、その順番で調整のほうを行ってまいりたいと思ひます。

まず、本名議員が提案されております「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」の実施を求める意見書（案）ということで、ご説明のほうお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

では、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」の実施を求める意見書ということで説明させていただきます。

今回、ちょっと文章が長ったらしくなりまして、複数の方から「長いよ」と言われましたけれども、申し訳ございません。言っていることはそんな難しいことではないのですけれども、なので簡潔に説明させていただきます。

まず、今、今日の気候変動がどういう状況なのかということについて、そこまでは皆さんも報道等でご存じのことだと思いますので説明いたしません。先日、イギリスのグラスゴーで開かれていたCOP26の会議が11月13日閉幕しましたが、そこにおいて一番のポイントだった点というのは、産業革命前に比べて気温上昇を1.5℃までに抑えるという、この1.5℃という数字だと思います。これが明確化されたという点ですね。これを実現するためには、さらなる温室効果ガスの削減が必要であるという、ここまでに至った経緯がいろいろ述べられて、ここで書いているわけです。

それで、この1.5℃目標ということにつきましては、日本政府も昨年、当時菅首相が2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。そして、先日国のほうでも策定された第6次のエネルギー基本計画の中でも大幅な温室効果ガスの削減目標が掲げられました。

ということで、今回の意見書は埼玉県に出す意見書ということなのですが、2050年の温室効果ガス実質ゼロに向けて、各自治体もその責任が求められているということなのですが、埼玉県においては、国がいろいろ法改正なんかもしているわけですが、そのことについては埼玉県も頑張るよというようなことは言っているのですけれども、実際の数値目標はどうかというと、まだ今のところ低いままです。今、埼玉県のほうも第5次の環境基本計画というものが策定行われておりますけれども、そこにおいても、今のところ、2050年温室効果ガスの、二酸化炭素の排出ゼロを目指すに当たって、まだ目標値は低いままです。ということで、せめて、前回の議会で私も国に対しての意見書は提案させていただきましたけれども、国の今の計画では全然駄目だよということも言わせていただきましたけれども、でもせめて今国が掲げている目標値ぐらいの数字は埼玉県も出してほしいということと、あともう一点は、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ表明、全国の自治体が宣言を今進めているところで、11月30日現在で492自治体が宣言を行っております。都道府県に限ると、現在40都道府県、まだ行っていないのは僅か7県で、その中に埼玉県も入っているということで、埼玉県も2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明を行ってくださいという趣旨の意見書案であります。ぜひ皆様よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの本名議員の説明、またこの内容について調整があれば、皆様から質問等もお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。説明ありがとうございます。

国が目指すものと同じことを県に、まだ埼玉県がやっていないということで、求めるということで、行政機関に出すものということで、別に内容が国を飛び越えるとか、そういうことではないので、このままでい

いと思うのですが、中の文言で、何か「第6次報告書」だとか「第5次エネルギー基本計画」とか出てくるのですけれども、これ正式名称で書いたほうがいいのかというふう思うのです。

まず、8行目の「第6次報告書」というのは、ネットでいろいろ探しますと、「第6次評価報告書第1作業部会報告書」となっていると思うのです。「第1作業部会報告書」というのはよく省略されますけれども、「第6次報告書」というだけではいけないのではないかなと、何かよく分からないというのがあります。

それと、下のほうの26行目、「第5次エネルギー基本計画では「温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度は26%削減」というところなのですが、エネルギー基本計画というのは、平成28年の、「温室効果ガス排出量を2013年度比で」という、この文言を決めたのは、平成28年の日本の地球温暖化対策計画なのです。それに基づいてエネルギー電源をどうするかというのが第5次エネルギー基本計画なので、ここを「第5次エネルギー基本計画」と書くのはおかしいのではないかなと思うのです。そこは平成28年に決められた地球温暖化対策計画です。その下の「第6次エネルギー基本計画では」というところが、「46%削減、更に50%の高みを目指す」と、これを決めたのは令和3年、今年の地球温暖化対策計画です。それに伴って、第6次エネルギー基本計画を今つくっている。それは、電源構成をどうするかというのがエネルギー計画なので、ちょっとそこが文言が違うかなというふうに思います。だから、そこをちゃんときちっとした文言で書いていただきたい。

それと、「埼玉県の削減計画」というのは、確かに削減計画で意味は分かるのですけれども、これは埼玉県に聞きましたら、「地球温暖化対策実行計画」というのが正式名称ですということですので、できればそこも正式名称で書かれたほうが何を言っているのかというのがよく分かるかなというふうに思ったのですが、提出者いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

最初のご指摘の第6次報告書というのは、これは一般的に報道で言われている言葉なのですけれども、私も実際調べてみましたが、先ほど内藤議員がおっしゃったような正式名称あります。ただ、非常にいろんな名称があるのでややこしいので、分かりやすく一般的に通用している名称を使いましたけれども、今ご指摘あったので、それは訂正したほうがいいのかというふうにも思いました。

あとその後の正式名称とか、名称については、私はこれで一応問題ないと思って書いたのですが、ご指摘いただいたので、その部分はしっかり精査したいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

せっかくよい意見書を、やっぱり埼玉県にも早く動いていただきたいという思いは一緒ですので、やはり正式な名称で書いたほうが良いと思います。あくまでもエネルギー基本計画と地球温暖化対策計画は、違うものではないのですけれども、まず温暖化計画があってから、それに合わせてエネルギー計画をつくるという形になっておりますので、そこをぜひ調べていただいて正式名称で出していただいたほうが、三芳町の議会としての格がどうか、いいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） せっかくご指摘いただいたので、そこら辺はしっかりやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

私も、今内藤議員がおっしゃったように、内容に関して特にこれには賛成できないとかというわけではないのですが、先ほど提出者のほうも、分かりやすくするために報告書とか、略名というか、使ったと。内藤議員のほうも、もう少ししっかりしたほうが、三芳町議会として出す意見書として、格といたしますか、品位というか、が高まるということを言っていて、私これ見て気になったのが、文章がやっぱり長ったらしいのですよね。思いがいろいろあるのはいいのですけれども、過程を書き過ぎていて、ある程度過程というのは、これ埼玉県知事に出すものですから、分かっているものとして出したほうがいいのではないかなと。文章長ったらしくたら説明続くよりも、やはり言いたいことをしっかりと、ポイントを押さえて、できる限り短く押さえるというのが、本当に自分の考えを相手に伝えたいときの第一条件だと思うので、もう少し文章を、もう少しというか、もっともっと文章を短くしていただいたほうが心から賛成しやすいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私も書きながら、長いなとは思いつつも、ご指摘もっともなので、考えさせていただきます。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

何か県のほうでは9月24日に第3期の計画が発表されていて、その中では2013年度比28%の削減というふうになっているのですけれども、これは2期のままでよろしいのかお聞きしたい。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ごめんなさい、正確な数字、もう一回言っていただけますか。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

埼玉県地球温暖化対策実行計画の第3期が9月24日に県のホームページに出ていますので、そちらのほうで削減目標28%に上がっているのです、特にこれは2期のままでいいのか、3期にしたほうがいいのかというのを聞いているのです。すみません。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

第2期ではこのような数字なので、つまり最新の県の数字ではもうちょっと高いのではないかという趣旨かなと思うのですが、であればそれも、私のほうでも改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

最後の文章なのですが、多くの自治体が宣言を行っている「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」行ってほしいということなのですけれども、埼玉県以外の、埼玉県はやっていなくて、ほかの40都道府県がやっているということで、埼玉県がこれ後ろ向きというか、やらない理由というのは何かご存じですか。分かる範囲で構いませんけれども、何かあるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

埼玉県に聞いたわけではないので分かりませんが、理由は分かりませんが、ただこれは県として、もちろん中身も大切ですが、県としての立場の表明ということも、これも非常に大事なことだと思うので、何でほかの都道府県がやっているのに埼玉はやっていないのかという、普通誰もが、表明している県を、これだけの県がやっているのに埼玉県がやっていないと思う、そのように思うのではないかなと思います。やはり県の態度としてそれは必要ではないかなと思いましたので、今回この意見書を出させていただきました。案を出させていただきました。

○議長（小松伸介君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

ちょっと聞いたところによると、県も改正の方向で検討を始めているような話もちらっと聞いているのですけれども、例えばスケジュール的に、これを出す前に改正をされてしまうというか、スケジュール的に合うかどうかというのはちょっと、どうでしょうか、その辺については。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

状況から考えると、遅かれ早かれ表明はするのではないかなとは思いますが、できるだけ早くしてほしいという後押しの意味で今回提案させていただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。すみません。すごく小さいことなのですが、いいでしょうか。

下のほうで、下の行から四、五行目のところで、「埼玉県の削減計画も見直しを行い」、これ「目標値設定を行うことを求めます」という、この1つ目の求めることが、目標値の設定を求めていますよね。2つ目の求めていることが、ゼロ表明を行うことを求めていますよね。そうなりますと、求めていることが2つあるのですけれども、上のタイトルのところが「実質ゼロ表明」一つになっているのですが、これで大丈夫でしょうか。数値のこととかは入れなくても大丈夫かなと、この整合性の部分で。どのように考えられますか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

おっしゃるとおり、求めていることは2つなのですが、文章が長く、かつタイトルも長くなるのはどうかと思ひまして、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ表明を行えば、その数値目標が高くなるのは必然的

かなと思ひまして、一応このタイトルでさせていただきます。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） ないようですので、以上で、本名議員の提出の意見書につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、吉村議員から提案のあります消費税インボイス制度の中止を求める意見書（案）ということで、ご説明をお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

政府が2023年の10月実施を予定している消費税の適格請求書、すなわちインボイス制度は、全国約500万の免税業者や1,000万人と言われるフリーランスに納税義務を広げることになります。10月から事業者の登録が始まりました。中小業者、農業、個人事業主など幅広い人たちが中止を求めています。シルバー人材センターと業務委託契約を結んでいる個人事業主の約70万人の高齢者会員に、年収平均44万円でありませけれども、こういう方々、年収が平均44万で、こういった方々にも消費税を納めて、国のほうに納めるといふ、約4万円の消費税負担となります。

日本商工会議所も、中小企業の平成31年度税制改正に関する意見では、インボイス制度は廃止を含め慎重に検討すべきとうたわれておりますけれども、また登録をすると消費税課税業者となっていくわけですね。今までは免税でしたけれども、登録によって課税業者になり、売上高にかかってくるものですから、収入が少なくても、また赤字でも消費税を納めなくてはならない、これがインボイス制度ですよ。ですから、廃業も増えていくし、収入も、税を納めていくことによって利益が減ってしまいますので、本当に生活が厳しくなると思ひます。適格請求書の書類整理がとて多くなって、人数の少ない事業主は納税事務にも悩まされていくこととなります。

また、登録しないで免税業者のまましていると、消費税の納税額が増える取引先から値引きを強要されたり、取引中止とされてしまいます。消費税を販売価格へ転嫁することが困難な零細業者も、課税業者になります。商工会議所の調査では、転嫁できないということが、大体半分の方が転嫁できないと。そうすると、身銭を切っていくこととなります。そうすると、税のために、収入は同じであっても、税を払っていけば、自分の手元に残る利益というのは本当に少なくなっていくので、生活が厳しくなっていくのは当然目に見えていると思ひます。

そして、一番の問題は、物やサービスを売った事業者は、仕入れにかかった消費税を差し引いて納税することができます。しかし、相手が免税業者ならば、その課税業者は、免税業者から仕入れた場合は、現行では消費税がかかっているとみなして仕入れにかかった消費税を引くことができるのですけれども、しかしインボイスのない仕入れの控除については認められていませんので、登録をしていない事業者から仕入れ分の消費税を引くことができないので、ですから課税業者も、登録をしていない業者から品物を買くと、その仕入れ分は自己負担になってしまうのです。そうすると、自分の国に納める消費税分が増えてしまいますので、当然どうしても免税業者、登録しない業者に対して、その仕入れ分の分を払ってくれ、そうしたら払わないのだったら仕入れの値段を安くしてくれとか、そういったことになってしまいますので、本当にこれ



は課税業者にならなくてはいけない、または消費税を払っていくしかない、課税業者にならなければ、その相手の課税業者から仕入れの部分の払ってくれとか値引きをしてくれというふうに言われていくようになってしまうので、どうしても仕事をしていくためには課税業者にならなければならない、そうすると消費税を払っていかなければならない、こういった中小企業と零細企業の方々に今免税制度があるのに、これを実施されてしまったら、より厳しく、仕事が減ってしまうし、廃業に追い込まれてしまう、そういったものなので、ぜひこれはやめていただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの説明に対しまして質問また調整等あればお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

今、説明の中にも多分あったかなと思うのですが、日本商工会議所が平成31年度に、その文章に書いてある反対を表明しているというところがあったのかなと思いますけれども、中小企業団体とか税理士団体の実施の中止を求めているという表明の、いつ、どんな形で表明しているかというところがお分かりでしたら教えてください。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） まず、東京税理士政治連盟副幹事長の政策委員長とか税理士の中では、東京税理士政治連盟はインボイス制度にも複数税率にも反対をしていますと、そういったことを今年表明しております。

それから、中小企業の業者においても、インターネットで調べていただければ、そういった反対の記事が載っていますので、それを見ていただければと思います。

○議長（小松伸介君） ほかに、よろしいですか、細田議員。大丈夫そうですね。

細田議員。

○議員（細田三恵君） すみません。細田です。

ここの今調べていただいたところを詳しく書いたりとかとするとところもいいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほど言った税理士、またはいろんなそういった団体が表明をしていますので、一つを書くと、また次々書いていくようなので、主にそういった反対があるということで、それでいいのかなというふうに思いました。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

この意見書を見ながら、実は我が家も、我が家というか、うちの家も、中小も中小いいところ中小企業だったので、しっかりと消費税はお支払いしていました。それは消費税を、例えばうちは工事関係なので、工事をしたときに、お支払いしていただくときに、ちゃんと消費税を上乘せして私たちはいただいているわけです。だから、これ預かり税なのですね、消費税って。だから、どんな小さな事業所であっても

課税事業者になって、しっかりと消費者からお預かりしている税金は支払うというのが公平性だと思うのです。それを、2019年に軽減税率、複数税率になったときに、やはりインボイス制度って大事だろうと。そして、消費税制度というのはもうずっと前からありましたけれども、インボイス制度をしっかりとやっていかないと、やはり益税で、税金を払わない小さな事業者もいると。でも、その人たちって税金預かっているのですよ。だから、先ほど提出者が、税金も自分のところに入れられるような、自分のところの所得になるみたいな、そういう考え方は絶対おかしいことではないかなと思うのです。だから、やっぱり事業主ではなくて消費者のほう、顧客のほうをやっぱり向いているのが日本共産党さんではないかなと思ったのですが、ちょっと違うなというふうな感じを受けました。

やはり税の公平性というのがすごく大事だというふうに思っておりますので、インボイス制度入れようと決めたのは2019年ですけれども、4年間の中で、どういうふうに自分の事業をやっていこうかという、事業主はやっぱりしっかり考えていかなければいけないことだと思うのですけれども、その辺について、顧客に向いていないというふうに思うのですが、提出者はどんなふうに考えているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際に3,000万円以下は免税でしたよね。

〔「1,000万」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） それが1,000万になったのですよね、過去、過去は3,000万以下……

〔「いや、今の話」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） 今は1,000万になりましたよね。ですから、先ほども言ったように、実際には零細業者さんたちは、やっぱり自分の営業を続けていくために消費税を転嫁しないで身銭を切っているところも半分あるわけですよね。そういうところに消費税を取れということで、そういうふうにおっしゃるのでしょうけれども、実際に営業を続けていくためには、消費税を転嫁したらそれだけ消費者は値段が上がるわけですから、そうすると営業をやるのはすごく難しくなってくると思うのです。ですから、そういった、大体事業主あたりの売上げは今550万と言われておりますけれども利益は150万、売上げは550万だけでも利益は150万しかない、そこに課税をされていって、大体納税額は15万4,000円というふうに国会の答弁ではありますけれども、やっぱり財務省がこの試算したのは、2,480億円の増収を見込んでいるのです。2,480億円もそういった小さい事業者が税を払っていくということになれば、本当は営業を続けられないかもしれない、そういったところにやっぱりちゃんともっと営業を続けられるような、そういった政策ならいいのですけれども、コロナによっても減収になっている人たちもいらっしゃいますので、そういった小さい中小企業と零細業者をそういうふうに追い詰めるのではなくて、やっぱりこういったやり方というのは、追い詰めるやり方というのはやめるべきだというふうに思います。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で吉村議員の意見書のほうは閉じさせていただきます。

以上で協議事項のほうは終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 05 分)

---

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

---

◎厚生文教常任委員会

○議長（小松伸介君） 3の協議事項まで終わりましたので、4の報告事項に移らせていただきます。

(1)、厚生文教常任委員会からの報告を求めます。

細田委員長。

○厚生文教常任委員長（細田三恵君） 細田です。厚生文教常任委員会からの報告をさせていただきたいと思います。

11月の24日に、正副委員長と議長とで教育長と町長へ通学路の安全対策についての要望書を提出させていただきました。その内容は、子供たちの安全安心な通学路の環境整備として、10項目について要望をいたしました。内容については、モアノートのほうにも記載がありますので、厚生文教常任委員会のモアノートのほうを見ていただきましたら記載がありますので、御覧ください。

また、総点検表については、各厚生の委員が持っておりますので、御覧になりたい方は、そちらを併せて御覧ください。

子供たちの通学路の安全については、とても重要、大事だと思いましたので、全協にて報告をさせていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして何かご質問等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、厚生文教常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

---

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、(2)、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 山口です。広報広聴常任委員会で決まったこと、それからちょっと未定なところもあるのですが、それも含めてご報告いたします。

まず第1に、所管事務調査は、今年度は広報広聴常任委員会としてはやりません。理由としては、ちょっとコロナの状況がどうなるか分からないということと、結局今まで延ばしたことで、ちょっと日程のやりくりがつきそうもないということ、それから皆さんに行きたい場所を一応聞いたのですが、あまりなかったと

いうことで、以上の理由でもって中止いたします。

2番目としては、議会報告会の件なのですが、これは皆さん全員に関わる場所なのですが、一応2年間見送ってきたわけですが、来年の、一応予定としては4月に報告会をやるということで話が決まりました。場所としては藤久保公民館、竹間沢公民館、中央公民館の3公民館。それで、日時なのですが、一応4月23、24を予定したいということで、時間等はこれからまた次の委員会でもってきちっと決めていきます。また、班分け等もそのときに決めていきたいと思っておりますので、一応4月23、24は空けておいていただきたいと思います。

次、開催方式なのですが、今までワークショップ形式でやっていましたが、一応コロナのこともありますので、来年の4月に予定する報告会では、大分前にやっていたスクール形式でやっていこうということになりました。この辺は次の委員会でもってきちっと決めてまいりますので、また報告いたします。

次に、一般質問の原稿なのですが、年末年始で業者が休みに入ることもありますので、急いでやらなければいけないのですが、締切りを12月の17日、これを一般質問の締切りといたします。これは通常どおりです。そのときにやはり写真、イラスト、キャプションなども含めて提出を事務局のほうにお願いしたいと。

それから、次の議会だよりにおいては、各常任委員会の委員会の活動報告を掲載をお願いしたいと思っております。もう既に各委員長にはお願いしております。この締切りも17日をお願いしたいということです。

3番目として、一部の町の、今回の12月の定例会のポスターは、一部の掲示板で貼られていないというような情報がございました。場所の確認は取っておりませんが、各自で担当の、担当しているというか、掲示すべき掲示板を確認していただいて、貼り忘れがあるようだったら貼っていただきたいのと、今後は必ず貼っていただきたいということをお願いいたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しまして何かご質問等あればお受けしたいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

最後の掲示板でのポスターなのですが、確かに貼っているのだけれども、次見たときにない場合があるのです。そういうときって貼り直したほうがいいのかどうなのかというのを決めてもらったほうがいいかなと思います。

○議長（小松伸介君） 山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） おっしゃるとおり、私も経験があります。貼ったのですが、定例会が終わる前に取られていたということもあります。ただ、各自に関しては、決められた枚数、貼る場所の枚数しか配付していないので、取られてしまった場合には、予備のものを持っておりませんので、ちょっとこの辺どうするか、予備の分を事務局ほうで用意してもらうかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせて

いただきます。

以上で4の報告事項は終了とさせていただきます。

---

◎その他

○議長（小松伸介君） 続きまして、5のその他に移らせていただきます。

まず、皆様から何かございますでしょうか。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 山口です。

7日に政策検討会議やりました。そのときに、ちょっと今後の、今までやってきたのですが、今後の進め方ということで皆様のご意見、委員の方のご意見聞いたところ、ちょっとずれが出ていまして、このまま進めて、いわゆる合意が取れたような政策提言ができない可能性もあるなということをご心配しまして、一度会派に持ち帰っていただいて、どういうふうに進めていくか、提言はどんな内容にするのかまでできたら検討いただいて、それで14日、締切り14日の午前中までに事務局のほうに文書で提出していただいて、提言会議を15日、その情報を基に15日開いて、各委員でどう進めていくか最終決定したいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

○議長（小松伸介君） ただいま政策検討会議からの報告という形になりますかね。

ただいまの報告に対しまして、何かご質問等あればお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、ただいまの件は終了とさせていただきます。

ほかに何か皆様からございますでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

本日、意見書の調整ということでしたので、毎回意見書案提出させていただいている立場として、今回どうか、モアノートが導入されまして、意見書案のほうもモアノートのほうに載せさせていただきました。なので、毎回レターケースにコピーして入れておりますけれども、今後もそれが必要なのかなのかということですが。

○議長（小松伸介君） ただいま本名議員から提案という形でいただきましたけれども、この件に関しまして何かございますでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 私としましては、このタブレットを議員にも各自配付したところの理由の一つとしてペーパーレスというものがあつて、それに関しては多分全議員賛同したものだと思つています。なので、今後は、その今の意見書の案に限らず、極力紙で出さずに済むものは出さないでいくべきだと思つております。なので、今の意見で、そのとおりでいいのではないかなと思つています。

○議長（小松伸介君） では、ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ペーパーレスということで考えれば、それも有りだと思っておりますが、一方で提出期限をどのようにするかというところで問題が出てくるかなと思っております。なので、そちらをクリアしていかないと、次回からというわけにはまだいかないのかなとは思っております。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 議運の委員長と同じ意見だと思っておりますけれども、開会日の日に引き出しに入れていただく、レターケースに入れていただくという形になっているのですが、それをどこに、いつ載せるのかというのはすごく難しく、これは全協で調整するのではということで、全協の議題のところ載せておられますけれども、一応紙ベースで事務局に1枚は渡さないといけないと思っております。それをPDF化して、では私たちにメールだとか何だとかで送っていただいて、議案というか、協議事項になるとときにはここに上げていただくという形になっているので、そこら辺の前段階をうまく調整していただいて、皆さんに、一つは紙ベースで、紙でなくてもいいのかな、データでもいいのでしょうか、それを当日、開会日の日に、では全員に送っていただくのか何なのか、そこら辺がうまく決まればいいのかなというふうに思うのですが、先ほど菊地・議運の委員長がおっしゃったのと同じようなことをちょっと心配しております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(午前11時26分)

---

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

(午前11時28分)

---

○議長（小松伸介君） これは議運の中でお話という形にもなる話かもしれませんが、ちょっと機を熟してというところもありますので、現在は今の形で進めていただいてということでお願いできればというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

この件につきましては、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、続いて。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

意見書についてもう一点、今回はこのままでいいのですけれども、今後議運で議論するかどうか、考えていただきたいと思うのは、意見書の出し方、最近全協の場で調整するということになりましたよね、それでここでいろいろ皆さんから意見を出していただいているので、そうするとあしたの朝8時までに意見書出さなければいけないですよ。自分で直す分ぐらいなら全然問題ないのですけれども、例えばどなたからか、ここをこうすれば賛成するよみたいなことをおっしゃっていただいた場合、それを直して、ではこれでどうでしょうとまた提示する場合もあるので、そういった際にあしたの9時までにとというのは、結構忙しい作業というか、時間的に余裕が、多分議運を開いてそこで意見書が議案として承認されるのだと思っておりますけれども、

ども、そこまでに間に合っていればいいのかなと思うので、必ずしもあしたの朝9時というのはどうなのかなというふうに思った次第です。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会で今回の日程を協議したときも、一般質問が午前中で終わったので、午後から全員協議会をやりましょうかという意見もありました。ただ、それをやると翌日、今言ったみたいに提出期限が翌日の朝なので、その分、時間があまりないので、それは提出者も困るだろうということで今回、今日の日程に決まったわけなので、一定の配慮はしているということをご理解をいただきたいと思います。

それと、もう一つ言うと、もともと意見書の提出ももっと早かったわけです。それが遅くなって全協での調整期間があつてということなので、こちらも、元から比べると提出期限遅くなっているということも一つあると思います。それと、今言ったみたいに最終的に、今回で言えば13日に議会運営委員会をやるので、それまでに出ていけばいいのではないかというのもあるのですけれども、それがいつにするかというのが、12月だとかこういうぎゅっと詰まった日程になるのですけれども、実際は事前にぼんと出されても、それはそれで準備する側としても困ってしまうので、それをいつにするかという、分かりやすく調整を決めたときに次の日の朝までということにしていると思いますので、できれば、ある程度しっかり調整をしていただいて、提出期限は、本当はこちらとしては早めのほうがいいので、その点を考慮いただければと思います。

ただ、あとだから、どうしても日程的に苦しいというのであれば、協議検討はしなければいけないのかなとは思いますが、今のところそんな不都合はないかなと思ってずっと見ていましたので、ちょっと考えたいと思います。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 不都合というか、不都合とまでは申しませんが、もうちょっと時間があればいいなというふうに思ったことはあるので、考えていただけるということなので、私のほうとしても今回は問題提起の程度で構いませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、ただいまの件は、以上で閉じさせていただきます。

ほかに何か皆様からございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） ないようであれば、私のほうから。冒頭、開会の挨拶でも申し上げたとおり、本日9時半の予定が10時になったということで、その経緯についてちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

昨日の6時過ぎぐらいに、ちょっと町長からお電話をいただきまして、補正予算の日程があるということで、議会としての対応もちょっとお願いしたいということでお話がございました。補正の内容については、今朝、財政デジタル推進課長と正副議長と菊地・議運の委員長とお話をさせていただきまして確認をさせていただいたところ、ワクチン接種3回目、今後予定されていると思うのですけれども、それに関して、前回

行ったタクシー券の補助というのをやりたいということで、そのタクシー券の補助に対する補正予算を今考えているということで、ただ12月定例会入ってもう終わりが見えているところなのですけれども、なぜこのタイミングで補正予算という話になったのかというところを聞いたところ、国のほうでもワクチン接種を早めに行いたい、前倒しで行いたいということがありまして、町は当初の予定では2月の頭ぐらいに接種を開始するという予定で、1月の臨時会、子育て給付の5万円の残りの分があると思うのですけれども、そこと一緒にそのタクシー券をやろうというふうに考えていたらしいのですけれども、それが前倒しとなると、1月の中旬、どのタイミングか分かりませんが、そのタイミングになると、その5万円の給付と同じタイミングで補正予算を上げていたのでは間に合わないということで、ちょっとこちらでも前倒しで行いたいということで、ちょっと急遽昨日連絡がありまして、それで今朝確認をさせていただいた次第でございます。

補助するかどうかということの政策決定自体もまだできていなかったようで、11月に臨時会があったときに、システム改修のときに一緒に上げればみたいなお話もさせていただいたのですけれども、その補助するかどうかの決定がまだできていなかったということで、そこには一緒に上げられなかったということで説明がございました。

ただ、この定例会の中で議案を上げるにしても、今日中に何とか上げられるかどうかというところで、ちょっとそうするとかなりタイトなスケジュールにもなりますし、またワクチン接種の予定も国もまだ決定できていない状況で、その内容をまず確定するのが先ではないかということで、こちらのほうからお話をさせていただきました。接種のスケジュールであるとか、ワクチンの確保であるとか、そういったところが見えた段階でやるという形でいいのではないのですかということでこちらのほうからお話をさせていただきました。この定例会中のお話にはしないで、臨時会を改めてやっていただくということでいかがでしょうかということで、財政デジタル推進課長のほうにはお話をさせていただきました。ただ、町長とはお話しできておりませんので、この全員協議会が終わった後に正副議長で町長のところにはお話に行こうかなというふうには思っております。

そうすると、臨時会を12月の末、また1月の上旬になる、ちょっと日程は分からないのですが、そういった形でやらせていただく、またそれに加えて5万円の給付の件につきましてもまた改めて臨時会という形で、ちょっと2回に分かれる可能性が高くなるので、そこをちょっとご承知おきしていただければなというふうに思いますので、また急遽臨時会という形に、そういったお話にもなりかねないというところで、ちょっと不確定な要素がたくさんで大変恐縮なのですけれども、そういった形に対応させていただこうかなというふうに思っておりますが、何か補足があれば言っていただければと思うのですけれども。大丈夫でしょうか。

一応そのような形ですので、何かご質問等あれば、確認等あれば、おっしゃっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

ちょっと見えないことがたくさんで大変流動的なのですけれども、町長とまた正副の議長のほうでちょっとお話をさせていただこうかなというふうに思っておりますので、恐らくこの12月定例会のお話にはならないかというふうに思います。

大丈夫でしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。



私は、今議長の言った方向でいいと思います。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、この件につきましては、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、この件につきましては、以上とさせていただきます。

では、私のほうからは以上ですので、事務局のほうから。

○事務局長（郡司道行君） 事務局のほうからは1点、町村議会議員研修会のほうの正式な通知が届きましたので、前回の全員協議会のところで日程は定まっていたのですが、詳しい詳細の通知が来ましたので、こちらの06の資料を使いながらご説明させていただきます。

1ページは飛ばさせていただいて、2ページのところですね、令和3年度町村議会議員研修会、日時が来年の1月19日水曜日、1時半から3時になります。会場が熊谷文化創造館「さくらめいと」という場所になります。対象者が町村議会議員及び議会事務局職員です。日程につきましては、開会が1時半から、講演が1時40分から、閉会が3時の予定になっております。

続きまして、07の町村議会議員研修会の開催についての通知のほうを資料として見ていただければと思います。こちらのほう、同じく日時、会場、内容等が書いてございます。こちら、集合は役場の、ごめんなさい、細かくは書いてないのですが、北側の玄関のほうを集合の場所にさせていただきたいと思っています。集合時間11時40分。時間がお昼またぎますので、できれば昼食は事前にお済ませいただければと思っております。

なお、欠席される場合は、1月12日、1週間前までですね、事務局のほうにご連絡をいただきたいと思いますと思っております。

事務局からの連絡は以上です。

○議長（小松伸介君） ただいまの件に関しまして、何かご質問等あればお受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。ありがとうございます。

11時40分集合、出発ということで、予定として向こうへの到着ってどのくらいになるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 事務局長。

○事務局長（郡司道行君） 時間の見込みを少し長く取って1時間半で到着の予定にしておりますので、1時10分ぐらいに向こうの会場に着いてというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、なければ以上で、今の報告に関しましては以上とさせていただきます。

続いて……。

〔「事務局」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、事務局長。

○事務局長（郡司道行君） 続きまして、郡の町村議長会のほうから表彰状が届いておりますので、こちらのほう表彰式のほうを行いたいと思います。よろしく願いいたします。

〔「10年表彰」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 10年表彰になりますので、対象の方、ちょっと。

まず、久保議員。

表彰状。三芳町議会議員、久保健二様。あなたは10年以上の長きにわたり町村議会議員として地方自治伸展のため寄与された功績は誠に多大であります。よって入間郡町村議会議長会表彰規程によりこれを表します。令和3年11月30日。埼玉県入間郡町村議会議長会会長、小峰明雄。

おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕

○議長（小松伸介君） 続きまして、増田議員。

表彰状。三芳町議会議員、増田磨美様。以下同文でございます。

大変おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕

○議長（小松伸介君） 井田議員。

表彰状。三芳町議会議員、井田和宏様。以下同文でございます。

大変おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕

○議長（小松伸介君） 表彰状。三芳町議会事務局職員、山田亜矢子様。あなたは議会事務局職員として議会運営事務に貢献されたその功績は誠に多大なものであります。よって入間郡町村議会議長会表彰規程によりこれを表彰いたします。令和3年11月30日。埼玉県入間郡町村議会議長会会長、小峰明雄。

おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕

○議長（小松伸介君） 感謝状。三芳町議会前議長、井田和宏様。あなたは入間郡町村議会議長会の会長としてよく職責を全うされ本会発展のために寄与された功績は多大であります。よって感謝の意を表します。

令和3年11月30日。埼玉県入間郡町村議会議長会会長、小峰明雄。

大変ありがとうございました。おめでとうございます。

〔感謝状伝達〕

〔「それでは、今表彰された方、最後、終わった後でいいので、ちょっとみんなで一枚撮りたいので。すみませんけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） はい。よろしく願いします。

では、大変おめでとうございます。ありがとうございました。

以上でよろしいですか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ほかになければ、以上で本日の全員協議会を閉じさせていただきます。

マイクを事務局にお返しいたします。

---

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては山口副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（山口正史君） 皆様、長時間にわたり慎重審議、ありがとうございました。

まだ議会最終日が残っておりますので、体調を十分にという、私が一番やばいかもしれないのですが、体調管理を十分して最終日に臨んでいただきたいと思います。

先ほどありました補正予算の件に関しては、ちょっとこれから議長と町長のところに行って最終的な結果を伺ってまいります。また、その結果は皆様にご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

(午前11時47分)